令和５年度第１回自然再生専門家会議　議事録

日時：令和５年 12 月４日（月）　10:00～12:00
場所：オンライン会議（配信拠点：航空会館 502号室）
出席者（敬称略）：

（委　員　長）	鷲谷 いづみ			
（委　　員）	大河内 勇	萱場 祐一	小林 達明	佐々木 淳
	志村 智子	髙山 光弘	中村 太士	宮内 泰介
	守山 拓弥	山本 智子	和田 恵次	
（環　境　省）	則久 自然環境局自然環境計画課 課長			
	石川 自然環境局自然環境計画課 課長補佐			
	塩川 自然環境局自然環境計画課 係長			
（農林水産省）	古林 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室 課長補佐			
	大城 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室 係長			
（国土交通省）	一丸 総合政策局環境政策課 課長補佐			
	村山 総合政策局環境政策課 係員			
（文部科学省）	濱部 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐			
	伊藤 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習･安全課 環境教育推進係員			
（事　務　局）	田屋 株式会社一成			
	池田 株式会社一成			

１．開会

司会（事務局）：

予定の時刻となりましたので、これより、令和５年度第１回自然再生専門家会議を開催させて頂きます。本日事務局を務めさせていただきます、株式会社一成の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の専門家会議は、オンラインにて開催させていただきました。事務局は、こちらの配信拠点から出席しております。チャット欄も拝見しておりますので、何かございましたら、お気軽にチャットにてご連絡ください。

なお、議題に関するご意見やご質問については、質疑のタイミングで委員長からご指名させていただくことになりますが、ご意見やご質問の意思表示につきましては画面をオンにして頂いた上で、手をカメラに向かって振って頂くか、Webex の挙手ボタンを押してお示しいただければと存じます。

なお、通信状況には多少タイムラグが生じる可能性があります。いつもよりも少しゆっくりとお話し頂きますようお願い申し上げます。通信状況に出来る限り配慮するため、資料共有が行われている際は、音声をミュート、ビデオを停止にしてください。事務局側でビデオや音声をオフにさせていただく場合がございますので、

ご容赦いただけますと幸いです。今は、ビデオを開始したままでお願いします。

さて、本日の会議では、委員12名全員にご出席頂いております。また、「自然再生基本方針」並びに「自然再生専門家会議の開催について」にのっとり、本日の会議は公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日傍聴者の皆様はYouTubeの配信ライブにてご覧いただいております。

それでは、開会にあたりまして、環境省 自然環境計画課 則久課長よりご挨拶を申し上げます。

則久課長：

皆様、おはようございます。自然環境計画課の則久と申します。自然再生推進法は、私が以前、自然環境計画課に在籍していたときにできた法律で、ずっとこの活動が続いていることに感慨深いものがあります。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、自然再生事業の推進にご協力いただき、重ねて感謝申し上げます。特に、先月開催した自然再生協議会全国会議や河北潟流域自然再生協議会の現地視察では、ご専門の立場から様々なご意見を頂戴しました。地元参加者からも大変有意義であったと感想を頂いております。

本日の会議は、自然再生推進法に基づく自然再生基本方針の見直しについてご議論頂く予定です。この見直しは、自然再生基本方針を総合的に推進するために政府が策定するもので、概ね５年で見直しを行うこととしており、来年度が見直しのタイミングとなっています。本日の会議では、見直しの進め方やスケジュールに関してご説明しますが、見直しまでの論点整理についてご意見を頂戴できればと思います。

自然再生基本方針の見直しにおいては、自然再生事業の実施状況も踏まえるため、今回の会議に先立ち、各地で自然再生に取り組んでおられる協議会やNGOの皆様と意見交換を行ってまいりました。本日は、その結果を整理した資料もご用意しています。

また、昨年末、新たな世界目標となる、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、今年３月には新たな目標を踏まえた生物多様性国家戦略を改訂しています。生物多様性国家戦略は、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組みを進めるということで閣議決定し、これは政府全体の取組みになっています。昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット３である30by30にも繋がると意識しながら、今年から、民間との取組みによって生物多様性の保全が行われている区域を自然共生サイトとして認定する仕組みをスタートし、10月には全国122箇所のサイトが認定されました。また、ターゲット２では、劣化した生態系の30%の再生が国際目標となっており、こちらの方が自然再生事業に関係すると思

います。劣化地の定義等、決まっていないところもありますが、生物多様性国家戦略にも同様の内容が含まれております。自然再生推進法に基づく大きな自然再生の取組み以外にも、身近な自然再生や劣化地の再生の取組みが必要な状況になっています。現在、自然共生サイトに関連した法律の制定も視野にいれて、検討を進めているところです。環境省としては、自然再生推進法を共同で所管する農林水産省、国土交通省とともに、各地における自然再生実施状況や、世界的な潮流、国内の動向も踏まえつつ、来年度の自然再生基本方針見直しに向けた検討を進めたいと考えています。

本日は限られた時間ですが、皆様のご経験や専門的なご知見を踏まえ、見直しにむけた忌憚のないご意見を頂けますようお願い申し上げ、最初のご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

司会（事務局）：

続きまして、委員の皆様をご紹介させて頂きます。なお、お時間の都合上「お名前」のみご紹介させて頂き、ご所属等につきましては、事前にお送りしております資料の「自然再生専門家会議委員名簿」をご参照頂ければと存じます。

（委員紹介）

そのほか、環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省の関係省庁からの出席がございます。大変恐縮ではございますが、ただ今共有している画面をもって、紹介に代えさせて頂きます。出席者の紹介は以上でございます。

続いて、資料の確認をさせて頂きます。

委員の皆様につきましては、11月27日及び30日に事務局より資料をお送りいたしました。お手元にご準備をお願いします。それぞれの資料につきまして、画面で資料の表紙をお見せしながら、不足等が無いか確認させていただきます。資料の全体構成としましては、議事次第、配布資料一覧、委員名簿、出席者名簿、配席図、資料１と２、参考資料１から４になります。

（資料確認）

不足がありましたら、チャットに書き込んでいただければと存じます。配信拠点の皆様も不足ありませんでしょうか。傍聴者の皆様は、配信用URLをお知らせしたメールに記載しております環境省ウェブサイトURLよりご覧いただけますので、そちらをご参照ください。それでは不足はなさそうですので、次に参りたいと存じます。議事進行中に不足が判明しましたら、チャットにてご連絡ください。

続きまして、本会議の委員長の選任について、環境省より説明がございます。

塩川係長：

それでは議題に入らせていただく前に、令和５年度に委員の改選をいたしましたので、本会議の委員長の選任を行いたいと考えます。

「資料１、自然再生専門家会議の開催について」をご覧ください。この中の「３．委員長（１）」のとおり本会議については、「委員長を置き、委員の互選により選任する。」となっております。つきましては、委員長の候補者について、ご意見のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

（意見なし）

意見がございませんので、大変僭越ではございますが、事務局から提案をさせて頂きます。事務局からはこれまでの委員長をお務めいただいている鷲谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（賛成）

賛成いただきましたので、鷲谷委員に委員長をお願いできればと存じますが、よろしいでしょうか。それでは、鷲谷委員が委員長に選任されました。鷲谷委員長に一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

鷲谷委員長：

皆様おはようございます。年の功があるか分かりませんが、恐らく委員の中で最高齢のため、お世話役を引き受けさせていただきます。

私の専門は、19 世紀にダーウィンから始まった生態学です。20 世紀前半に、社会に開かれた科学として成熟するにあたって活躍した、二人の生態学者である、環境倫理で名が知られているアルド・レオポルドと、「生態系」という生態学に欠かせない概念を提案したアーサー・タンズリーは、それぞれプレーリーと泥炭湿地の自然再生に関わり、研究を人の心にまで広げました。関係の科学である生態学にとっては、自然の成り行きだと思います。

生態学の教科書に、生態系の定義と共に名が挙げられるタンズリーは、日本ではあまり知られていませんが、心理学の教科書も執筆しています。私も、自然再生という人間活動に目を向けて、自然と社会、そして人間の理解に繋がる統合科学アプローチを大切にしたいと思っています。そうして理解したことを、日本の自然と社会のよりよい関係の構築に、多少なりとも生かせることが出来たらうれしいです。自然再生専門家会議では、現場で事業に携わっている方や事業を始めようとされている方、自然環境の政策に関わる方々とコミュニケーションを持つ機会がたくさんあり、私にとってよい学びの場となっています。微力ですが、私なりに尽力させて頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

塩川係長：

ありがとうございました。

なお、同じく資料１の「３．委員長」（３）に、「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」とありますので、鷲谷委員長より「委員長代理」のご指名をお願い致します。

鷲谷委員長：

それでは最初の仕事として、委員長の代理を指名するということですが、前回と同じく、大河内委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

大河内委員：

お引き受けします。

鷲谷委員長：

よろしくお願いいたします。

塩川係長：

ありがとうございました。また、資料１の「４」項、「会議の公開」にありますとおり、本会議は公開となっており、本日は 35 名の方がオンライン上で傍聴される予定となっております。以上でございます。

司会（事務局）：

それでは、これより議事に移らせて頂きますが、オンライン開催にあたって４つの注意点をご連絡致します。質疑の時間となりましたら、委員の皆様はビデオを開始にしてください。ビデオを開始にした状態で、質疑の希望を委員長にお伝えください。また、オンライン開催ですので、発言の前に「お名前」をおっしゃってくださると幸いです。最後に、ビデオの停止やミュートにし忘れている場合は、事務局から OFF にして頂けますようお願いすることもございますので、ご協力お願いいたします。

それでは、以降の進行は鷲谷委員長にお願いします。よろしくお願いします。

２．議事

議題１．「自然再生基本方針」の見直しについて

鷲谷委員長：

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は、ご出席いただいております委員も多いため、時間配分が厳しくなっております。円滑

な議事進行へのご協力お願いします。

それでは、「議題１ 『自然再生基本方針』の見直しについて」、事務局よりご説明をお願いします。

司会（事務局）

それでは、資料２「『自然再生基本方針』の見直しに関する検討」について、ご説明いたします。

このスライドは本資料の概要として、これからご説明する内容とご意見頂きたいことをまとめたものになります。詳しくはこのあと説明いたしますが、前回の見直しから来年で５年が経過することや、生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定されるなどの自然再生に関連する国内外の大きな動きがあったことから、協議会の取組み状況を踏まえ、自然再生基本方針の見直しを行っていきたいと考えております。これから自然再生基本方針の見直しを進めるに当たり、見直しに向けた検討事項や、現行の自然再生基本方針に盛り込むべき事項等についてご意見をいただき、見直しの論点を整理していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、見直しの経緯とスケジュールについてご説明したあと、現在考えております、見直しに向けた検討事項についてご説明するといった流れでお話させていただきます。

まず、「１.自然再生基本方針見直しの経緯とスケジュール」について、皆様ご存じの点も多いかと思いますが、ご説明します。

「自然再生基本方針」は、自然再生推進法第７条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために政府が策定する基本方針です。自然再生推進法が平成15年に施行され、同年に当初の自然再生基本方針が閣議決定されました。今年は、自然再生推進法の本格的な運用がされてから20年を迎えます。自然再生基本方針は、おおむね５年ごとに見直しを行うことと自然再生推進法に記載されており、平成15年の策定以降、国際的な潮流や国内の動向、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、これまで３回の見直しが行われてきました。現行の自然再生基本方針は、令和元年に閣議決定された「第３回見直し」になります。前回見直しを行ってから来年で５年が経過すること、また、生物多様性国家戦略2023-2030等の自然再生に関連する大きな動きもあったことから、令和６年度に見直しを行うことを検討しております。

これまでの自然再生基本方針見直しのポイントです。自然再生基本方針は、見直しの度に様々な視点が追加されてきました。現行の自然再生基本方針では、情勢等の変化に伴う記載の強化や、関連する法律成立・改正に伴う記載の強化、第５次環境基本計画の考え方の反映が行われたほか、よりわかりやすい構成に変更されました。現行の自然再生基本方針の具体的な内容は、文章量もあり、皆様ご存知のことと思いますのでご紹介は割愛させていただきますが、記載項目はただいまお示しし

ているスライドのとおりです。詳しくは参考資料１をご参照いただければ幸いです。なお、自然再生基本方針は、自然再生推進法に基づき青緑色で記載しております、５つの事項に沿って、内容が記載されています。「２自然再生協議会に関する基本的事項」や「３自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項」が記載されておりますので、特に、法に基づく自然再生協議会が参考にしていただいているものと考えております。

自然再生基本方針の見直しに向けたスケジュールの予定です。本会議の前に国際的な潮流や国内の動向等の整理を行ったほか、自然再生活動を行う法定協議会や法定外協議会、また環境NGO等の団体と意見交換を行いました。本年度は本会議でご意見を伺ったうえで基本方針の素案を作成したいと考えており、来年度、会議やパブリックコメントを行いながら内容を検討し年度内の閣議決定を目指しております。

見直しに向けた作業内容は、本スライドのとおりです。まず、見直しに向け、大きく分けて２点、「国際的な潮流や国内の動向への対応」と「自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応」について、整理しました。これらを踏まえ、協議会等と意見交換を行ったうえで、見直しに向けた論点（案）を５つ整理いたしましたのでご説明いたします。

それでは「２.見直しに向けた検討事項」についてご説明します。まず、「２-１.国際的な潮流や国内の動向への対応」についてです。

前回見直し以降の国際的な潮流や国内の動向について、自然再生に関連する主なものをまとめました。まず、大きな事項として皆様ご存知のとおり、国連生態系回復の10年が始まり、昆明・モントリオール生物多様性枠組が昨年度採択され、今年、国内では生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定されました。生物多様性国家戦略2023-2030では、劣化した生態系の再生や、30by30、OECM・自然共生サイトなどの新たな視点があるほか、ビジネスでの生物多様性・自然資本の主流化や一人一人の行動変容等が求められているところです。また、気候変動対策については、気候変動適応計画等の国内の計画が策定され、カーボンニュートラルや脱炭素社会等への対応が求められている状況です。国土の利用の観点では、ネイチャーポジティブ等の国際的な潮流を踏まえ、グリーンインフラ推進戦略が今年新しく策定される等の動きがございました。さらに、農林水産の観点では、みどりの食料システム戦略や、農林水産省生物多様性戦略等が新しくなり、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保や、持続的な農林水産業の推進等、自然再生においても重要な視点が推進されております。教育の面においては、新しい学習指導要領が実施されはじめ、ESDに関連する計画も新しくなりました。SDGsにおいても実施指針が前回見直しと同時期に策定されております。このように自然再生に関連する国内の計画等は、国際的な潮流等も踏まえて、前回見直し以降、新しくなったものも多くございますが、既に、

現行の自然再生基本方針にキーワードやその概念が記載されているものも多いといった状況でした。新たな視点としては、国家戦略において記載されている、「劣化した生態系の再生」や「自然共生サイト」と考えております。

「劣化した生態系の再生」は、国家戦略の行動目標1-2に記載されている内容です。これは生物多様性枠組の目標２となっている「自然再生」に対応する形で整理されております。生物多様性国家戦略2023-2030では、「劣化した生態系の30%」を評価するため、劣化や再生の定義を含め、再生割合の計測については現在検討されるところですが、目標の進捗を確認する指標の一つに、「自然再生推進法の取組箇所面積」も設定されており、今後この目標に、自然再生の取組みが貢献していくものと考えております。

また、「自然共生サイト」とは、国が認定した民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のことで、今年からこの仕組みを開始し10月に122箇所を認定したところです。さらに、自然共生サイト等のネイチャーポジティブに向けた民間等の活動を促進するため、民間等による自主的取組を認定する法制度を検討しているほか、認定促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度、環境調査やモニタリング等において活用できる専門家の派遣、人材バンクの整備等も検討しております。また、環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を発足し、企業、自治体、NPO法人等、計605者に参加いただいている状況です。

これらを踏まえ、論点（案）として、３点整理しました。まず、「①『劣化した生態系の再生』への取り組み方」についてですが、「劣化した生態系の再生」に関して、自然再生事業との関係性を含めて、どのように基本方針に盛り込むか、ご意見をいただきたいと考えております。次に、「②30by30・OECM等との連携」についてですが、30by30や自然共生サイト、ネイチャーポジティブの実現に向けた民間活動促進のための法制度など新たな施策と、自然再生の連携のあり方について考えた上で、基本方針にどう盛り込むのか、ご意見頂ければと存じます。そして、「③国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新」について、国家戦略等を踏まえ、いくつか反映を検討しておりますが、既にほとんどの項目が基本方針に記載されております。特に内容を強化すべきことがあれば、ご意見頂ければ幸いです。

参考までに、環境NGO等の団体との意見交換の結果をご紹介しますと、劣化した生態系については、数値的な部分も含めた目標や成果をフィードバックすることを明記してはどうか、自然再生事業の取組箇所面積だけでなく、内容も評価してはどうかといったご意見を頂きました。また、コンセプトの部分について、NbSやグリーンインフラを関連させてはどうか等のご意見を頂いております。さらに今後、企業が主体の法定協議会を想定した記載や、自治体の役割・関わり方についてもご意

見頂きました。

続いて、「２－２.自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応」についてです。

法定協議会の現状としましては、設立数が27、自然再生事業実施計画数が51となっております。生物多様性国家戦略2023-2030においては、自然再生の推進が項目として挙げられ、課題解決策の検討や普及啓発等の実施が明記されております。このような状況の中、自然再生事業の実施状況等を把握するため、法定協議会、法定外協議会、環境NGO等の団体と意見交換を実施しました。意見交換では、活動を継続するための課題も含め、様々な意見をお聞きしておりますので、ご報告いたします。法定協議会等による意見は、大きく分けて実施状況等に関する意見と、基本方針に関する意見の、２つになります。

まず、実施状況等に関する意見をご報告します。法定協議会では、自然再生活動のほか、環境教育や観光利用など、自然資源の活用を進めて頂いている一方で、自然再生に関して十分な成果が得られていない、人材や資金が不足している、関係者間の合意形成が難しいといった声をいただいております。このような課題を抱える法定協議会からは、取組みを推進するために希望する支援として、本スライドのような具体的なご意見を頂戴しております。自然資源の活用を行うためには、協議会の中に、生き物の専門家だけではなく、自然を生かした商品作りや価値の創出をしたいときに、相談できる有識者がいると、協議会の継続性に関わってくるといったご意見もいただきました。また、法に基づかない法定外協議会からは、市民も企業も自然再生に関心がないことが課題としてあり、今後活動しやすくなるには広報が重要とのご意見をいただいております。

環境NGO等の団体との意見交換では、資金不足に関してクラウンドファンディングや都道府県が出している助成金、自然再生では使われていないJ-クレジット等の別の方法からの検討など、ご意見いただきました。また、人材不足に関しては、自然保護をボランティアで維持するには限界があることについてご発言があり、他のニーズや事業と関連させ、資金や人手がまわる仕組みをどう作るかが重要、とのご意見や、自然環境を再生しても、経済活動をする担い手がおらず、技術が失われるといったご意見もいただいております。

さらに小さな自然再生については、環境NGO等の団体との意見交換でその重要性が話題となり、取っ掛かりやすさを重視し、敷居を下げるような全体の再設計をしてはどうか、自治会や学校等の身近な自然再生を促進できるような仕組みを考慮してはどうかといったご意見をいただいたほか、前回の基本方針の見直し時にも専門家会議委員から、小さな自然再生へのフォローについて、ご意見を頂いておりました。

協議会によって様々な課題を抱えていらっしゃるのですが、法定協議会に、これから取り組んでみたいことについて、アンケートを行ったところ、ネイチャーポジ

ティブや気候変動対策等、国家戦略に関連するような内容について、今後、取り組んでいきたいと回答いただいております。

続いて、自然再生基本方針に対するご意見をご報告いたします。法定協議会からは、自然再生基本方針の分かりづらい点として、文字の多さへの抵抗感や、「地域循環共生圏の構築の取組」等の基本方針に記載されている内容を実際にどう取り入れたらよいか分からないといったご意見をいただきました。協議会メンバーへの普及にあたっての課題としては、そもそも認知度が低いこと、基本方針に対して興味が不足していること、内容も多いことから要点を絞ることが難しいとの声もありました。また、参考となる事例や関連する法令等について示してほしい、具体的な評価手法があれば教えてほしいといったご希望もいただきました。

このような法定協議会からのご意見を踏まえ、環境NGO等の団体からは基本方針としてはきちんと作り、別途パンフレットやマニュアル、解説付きの事例集のようなツールの作成、ウェブサイト等を用いた普及啓発がいいのではないかとご意見頂きました。

なお、基本方針の認知度については基本方針を参考にする法定協議会内においても、一部のメンバーや事務局以外はわからないと思うという回答が多くなり、十分であるとは言えない状況でした。また、法定外協議会からは、「自然再生推進法は聞いたことがあるが、具体的なことは知らなかった」との声もいただいており、あまり認知されていないという結果となりました。

そこで、これらを踏まえ、論点（案）として、２点整理しました。まず、「④自然再生事業等の実施に係る課題等を踏まえた対応」についてですが、法定協議会等の意見を踏まえ、どのようなことを基本方針に盛り込むべきか、ご意見を頂きたく考えております。次に、「⑤ 『小さな自然再生』への取り組み方」についてですが、「小さな自然　再生」については、現在の基本方針で項目立てし、記載されている状況です。今後、「自然共生サイト」等が推進されていくことも踏まえ、基本方針に記載の「小さな自然再生」に関して、どのような内容としていくべきか、ご意見を頂ければ幸いです。

つきましては、ただいまお示ししている５つの論点（案）について、自然再生基本方針への反映を検討してはどうかと考えているところではございますが、詳細な部分については、自然再生基本方針外として対応していく方がよいこと等もあるかと思いますので、どのように、どこまで自然再生基本方針に盛り込むべきか悩ましいなと感じております。現行の自然再生基本方針に、新しく追加すべき観点や、追記・拡充すべきこと、また、不足している論点等について、ご意見を頂ければ幸いです。資料の説明は、以上になります。

鷲谷委員長：

ご説明ありがとうございました。それでは、論点ごとに、ご意見をいただきたいと思います。

まず、論点（案）①「『劣化した生態系の再生』への取り組み方」について、ご意見がありましたらお願いします。

大河内委員：

劣化した生態系の再生の取組みについては、原因を明示することが非常に必要だと思います。30by30やネイチャーポジティブ等の国際的な潮流は、オーバーユースに対する動きが大きいと思いますが、日本国内についてはオーバーユースだけでなく、アンダーユースの問題がかなり大きいです。例えば、シカの増大による生態系の荒廃、シカやクマによるダニがもたらす病気の問題などがあります。また、阿蘇草原のような自然草原における管理不十分などの問題もあります。このようなアンダーユースの問題について、全体的に少し取り上げが足りないのではないかと感じています。

もうひとつは、外来種は、非常に深刻な状況になってきているため、必ず入れるべきと思っています。

中村委員：

論点（案）の①と②に関係するかもしれません。自然再生事業は、劣化した原因が分からない限り、取り組んでも失敗します。そういった意味では、当然のことながら、自然再生事業は劣化した生態系の再生に寄与していますので、どう書き込むかとのことでしたが、当然書かれているのではないかと感じました。昆明・モントリオール生物多様性枠組における「劣化した生態系の30%の再生」への対応という意味で、資料に書かれているのでしたら、論点（案）の②とも関わりがありますので、30%を達成するために、自然再生事業がどの程度貢献できるのかという議論になると思います。その観点から考えると、自然共生サイトとは、現在、健全な生態系になっているところを認定するということのため、自然共生サイトに認定された箇所をまた自然再生するということは考えにくいと思います。むしろ、現状、それほど状態がよくないサイトにおいて、自然再生活動をしている民間を支援するという意味では、自然再生推進法の議論と上手くマッチするように思います。これから法制度化する民間の活動に対する認定と、自然再生推進法を上手く調和させて、自然再生基本方針に書き込むとよいと思いました。

佐々木委員：

私は、環境の消失について、積極的に打ちだしていく方針がよいのではないかと

いう印象を持っています。参考資料１の６ページの③に係る視点ですが、気候変動による種の変化について、私は沿岸環境を専門にしていますので、海域の変化が気になっています。海域は、気候変動の影響を大きく受けており、東京湾にもサンゴが広がり、今までいなかった魚が東京湾に入り生態系が変わってきています。そのような環境だと、在来種の保全も困難です。地域の生態系の再生だけではなく、気候変動の将来予測やこれまで観測されている事実、生態系サービスの観点も踏まえ、実現可能性が高く、より望ましい生態系の姿を考えながら創出していく視点をもう少し文章として入れていけるとよいと思います。例えば、参考資料１の８ページの６行目に記述に関してですが、気候変動の影響により、過去の特定の時期を目標とすることも難しいケースが増えています。従来よりも生物相の変化や将来予測を踏まえた目標についても、積極的に検討できるような、あるいはエンカレッジできるような記述がよいと思います。

また、再生をすることに関連して、参考資料１の 21 ページの気候変動対策についてですが、緩和・適応については書かれていますが、やはり自然再生と密接に関わるのは吸収源対策の強化だと思います。吸収源対策の強化の意義について、積極的に記述してもよいのではないかと思います。2050 年までにカーボンニュートラルを達成する目標もありますので、吸収源の創出といいますか、過去に失われたことを考えると吸収源の再生になりますが、さらに踏み込んで創出していかないと、カーボンニュートラルは達成できないです。吸収源対策として、自然再生が貢献できる流れを作るとよいと思っています。これに絡めると、資金面においても、カーボンオフセット制度を利用し、生態系サービスの強化と合わせて民間企業との連携を奨励するなども考えられるかと思います。主には気候変動を踏まえて、特に陸域より沿岸域の話になりますが、顕在化している生態系の変化を踏まえた上で、従来の再生を行うだけではなく、将来を踏まえた展開について、記述を入れたらどうかという印象を持っています。

小林委員：

資料にない話になりますが、福島について、そろそろ考えてもよいかなと思っています。福島第一原子力発電所の事故以降の福島を中心とした生態系の劣化は、非常に重要であります。これまでは、基本的に事故の緊急対応という、特別な問題として扱われてきたと思いますが、震災から 10 年が経ち、長期の視点で考えることが必要になっていると思います。例えば、里山利用の減少や動物の行動圏の変化など、自然再生という観点でそろそろ何かの記述があってもよいと考えています。

鷲谷委員長：

ご意見ありがとうございました。原因を明らかにしてその原因を取り除くのか、

あるいは更に何かの人間活動を加えて負の効果を減らすのかはわかりませんが、人間活動の在り方の変化が複合的に作用して生態系の劣化が起こっていると思います。日本の場合は、生物多様性国家戦略に記載されている「４つの危機」のうちの３つの危機にあたることが、地域で具体的な原因として複合化し、今の状況が現れていると思います。自然再生事業は科学を重視しており、法定協議会については原因を明らかにした上で、一番重要な点から事業を進めているように思います。

気候変動適応策との関連も重要で、緩和策に社会の関心が集まっています。自然再生はカーボンネガティブができますので、広域的にカーボンニュートラルに貢献できるという点が重要なように思います。自然再生協議会全国会議として、先日、阿蘇草原再生協議会の取組みを見た際に強く感じたことですが、火入れ草原や泥炭湿地の自然再生の意義が大きいように思いました。人間活動によって、炭素を土壌に隔離貯留することができます。草原再生活動は、阿蘇地域で放出される二酸化炭素の 1.7 倍を隔離貯留しているという研究結果があります。全ての自然再生が、緩和策に寄与するかはわかりませんが、土壌中に微粒炭や泥炭としてカーボンを貯留することができる自然再生は、カーボンニュートラルを超えて、カーボンネガティブに寄与するところが大きいように思っています。皆様のご発言に触発されて述べました。

続いて、論点（案）②「30by30・OECM（自然共生サイト）等との連携」について、ご意見がありましたらお願いします。

髙山委員：

論点（案）②と③に関連しますが、この資料では、法定協議会や環境 NGO 等の団体との意見交換において、人材不足や資金不足、合意形成が困難であるといった課題が挙げられています。技術や人材、資金を持っている民間企業もあるので、民間企業の力を借りて自然再生を進めることが大事だと思います。自然共生サイトと支援者のマッチングの試行も始まっているので、民間企業との連携を進めてはどうかと思いました。

中村委員：

現状の自然共生サイトは、生物多様性や生態系サービスの視点から高いレベルにあるものを認定していると思っていますが、ここの論点は、現在の自然共生サイトの議論とは違い、現状は良くないが今後の活動によって変えていくといった現状で検討されている認定制度を言っていますか。議論する前に、その辺りを整理する必要があると思います。

石川課長補佐：

前提のご説明が抜けており、大変失礼しました。中村委員がおっしゃたように、中央環境審議会の小委員会では、自然共生サイトのような現状で生物多様性の価値があるところに加えて、劣化した生態系についても議論をしています。自然共生サイトの認定基準には合致しないような、自然が損なわれている場所を回復させるための活動も認定する流れとなっています。その法制度の検討を踏まえて、自然再生推進法における法定協議会等とどのように連携すべきかが、論点（案）②です。新しい法制度で促進しようとしている劣化した生態系の再生に関する活動と、自然再生推進法に基づく活動をどう連携させるか、先生方のご意見を踏まえながら検討していきたいと考えています。

中村委員：

その場合は、「自然共生サイト」という言葉は、別の言葉になりますか。現状は、劣化していて、自然再生活動によりこれから良くしていくサイトについては、活動もサイトと紐づけされると小委員会では提言されていました。劣化したサイトではあるが活動と共に認定することに対して、新しい名称ができると思っていいですか。

石川課長補佐：

認識頂いているとおりです。今回、検討している新しい法制度は、サイトというよりは活動を認定することを予定しています。自然共生サイトと呼ばれる生物多様性の価値があるところと、名称は未定ですが自然共生サイトには至らないところの大きく分けて２つに分かれるという認識で問題ございません。

大河内委員：

自然再生推進法に基づく法定協議会が取り組む場所には、国立公園と民有地が混じっています。そうなると、自然共生サイトには、国立公園をはずした部分が自然共生サイトになりますか。

石川課長補佐：

議論の始まりは 30by30 や OECM ですが、現在運用している自然共生サイトは、国立公園などの保護地域を含めて認定できるようになっています。陸域の保護地域の割合は現在 20.5％で、面積としては残りの約 10％をどうするかといった議論になります。一方で、現在の保護地域の中で十分に自然の質が確保されているかといった観点から、保護地域の中であっても自然共生サイトとして認定して、質を高めていきたいと考えております。

大河内委員：

OECM では、インセンティブが検討されています。協議会は、どこもお金に困っているので、インセンティブを付与していただけるなら、連携していくことが重要だと思います。

萱場委員：

30by30、OECM において、劣化した生態系の森林から海洋までの割合となりますが、日本でいえば、氾濫原環境が劣化していると思います。例えば、30by30 において、30%を達成するために、再生が難しい氾濫原環境については再生せずに、他の再生しやすい生態系を再生して、数合わせされる可能性もあり得るかと思いますが、環境省としてはどう認識されていますか。

石川課長補佐：

ご指摘の点は、重要だと思っています。一方現状では、日本の劣化した生態系の状況を整理して、この場所を 30%に入れるために、2030 年までに取り組もうという検討まではできていない状況です。しかし、その視点は重要だと考えており、生物多様性の見える化の検討を進めているところです。日本の中で、どこが保全すべき場所で、かつ再生の優先度が高いのはどこなのか、評価できるような形で整理したいと思っています。ただ、2030 年までに、国土の 30%を保全することを考えると、2030 年までに酷く自然が損なわれている場所を再生することは難しい点もあります。2030 年までで政策が終わるわけではなく、その先を見越した国際的な議論も進みますので、日本国内での対応について、ご意見を踏まえながら検討していきたいと考えています。

萱場委員：

ボトムアップによる自然再生だけでは、やり易いところからの再生になってしまうと思います。国土や地域スケールで、どの部分を再生することが大事なのかといった視点から、トップダウンで、進めることも大事だと思います。是非、考慮いただければと思います。

守山委員：

30by30、OECM に関わっているところが申請されているという中で、この自然再生事業との関係がどうなのか考えていました。ボトムアップによる取組みは、OECM 関係で進めていくほうが、ハードルが低く広がっていると思います。一方で、自然再生事業も、施行された当時は、各省庁や都道府県も力強く進めていた印象があります。環境省、農林水産省、国土交通省として、自然再生事業で何を進めるか、あ

るいは環境省は OECM でどこを目指すのか、整理していただきたいです。自然再生事業のメリットとして、行政が力強く行うことが大事ですが、先日、現地視察を行った河北潟流域自然再生協議会で言うと、自然再生推進法に則った協議会を作ることで、行政との接点を持ちやすくなるといったことを強調されるとよいと思いました。

鷲谷委員長：

自然再生事業を実施している事業地で、自然共生サイトに登録したところはまだ多くはないと思います。これから新しい法律で支援がはっきりしたら、自然再生事業実施地を自然共生サイトに登録するように勧めることも重要だと思います。自然再生事業は法のお墨付きもあるため、企業からは応援しやすい面があります。全て別々で考えるのではなく、いくつもの事業や制度を利用しながら、劣化した生態系を再生し、地域を振興させるような自然再生事業に発展させればよいと思っています。

氾濫原の再生に関しては、河川で色々な事業が行われています。例えば、関東地方にある渡良瀬遊水地では、「湿地再生事業」として実施していることは自然再生になります。そこが、自然共生サイトに登録できるのか、管理している国土交通省の考え方によるかと思っております。あるいは、人工林を自然性の高い森林に変える事業を、林野庁がサポートし始めると思いますが、そういう場所も自然共生サイトとするのかなど、国をあげて自然共生サイトを増やしていくことが、霞が関でも重要ではないかと思います。

続いて、論点（案）③「国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新」について、ご意見がありましたらお願いします。

山本委員：

国際的な潮流については、気候変動などの空間スケールの大きな変化だと思います。国際的な視点でいうと気候変動、国内であれば人口変動の変化等があると思います。自然再生事業は、生態系と地域のコミュニティに根差したものを扱っています。例えば、気候変動でいうと、国が枠組みを持っています。国レベルで持っているものとの関連付けが大事だと感じています。また、それとは別に、自然再生の成果を地域で見ていると、再生のゴールを設定する上で、気候変動を考慮に入れないと、永久にゴールしない状況になっているようにも思っています。その点については、考慮する必要があるように思います。

佐々木委員：

私の専門として沿岸環境分野ですが、国内的にも国際的にもブルーカーボンが実

際の活動として始まりつつある状況です。前回とは状況が違いますので、加筆いただければと思います。

参考資料１の 25 ページでグリーンインフラの用語が使われていますが、昨年度から国土交通省でブルーインフラといった用語が使われています。これは、生物共生型の海岸保全施設や藻場再生をイメージしています。Ｊブルークレジットというカーボンオフセット制度も試行段階ですが、数年前から開始されており、民間企業、漁業関係者、NPO 法人が連携し、増えている状況です。これは、自然再生に繋がります。そういった活動を、エンカレッジする意味で文言として具体的にいれてほしいです。

中村委員：

国際的な潮流だけでなく国内も含め、気候変動の議論をいれたほうがよいと思います。２℃上昇の気候変動による降雨量の変化倍率は 1.1 倍、北海道では 1.15 倍になると試算されています。河川を管理している水管理・国土保全局では、現状の治水安全度が保てなくなるため、河道掘削やダムに関する議論があり、河道掘削は全国で行われつつあります。そのままにしておくと、ただの河道掘削になりますが、これが上手く自然再生と結ぶ付くような方向性になってほしいと思い、北海道では実施し始めています。

河川の分野では、自然再生推進法を使わずに独自の方法で湿地の再生をしています。手続き上の問題だと思いますが、法定協議会を作ろうとすると、若干動きが重くなるのが現状のように思います。それが、論点（案）⑤となっている小さな自然再生と同様の課題を抱えています。どうやって省庁独自でしている取組みの方向性を、上手く自然再生事業と結びつけるのか、自然再生推進法自体は国土交通省も共管しておりますので、協力して頂きたいと思います。

鷲谷委員長：

山本委員からご発言ありました空間スケールの考慮は重要ですが、緩和策に寄与する自然再生事業は少なくないと思います。緩和策は国や国際的な目標、すなわち地球規模の目標への貢献としてとらえなければなりませんが、小さいスケールでの効果の積み重ねが大きなスケールでの効果を生むので、緩和策の寄与はアピールする必要があると思います。

氾濫原の話がありましたが、河道掘削は常套手段になっています。渡良瀬遊水地でも掘削を湿地再生として位置づけています。氾濫原は、余分に土砂が溜まるため、掘ることで湿地再生が可能です。単に堀って土をどこか、土を事業に必要としている場所に持っていくのではなく、掘ることで氾濫原の湿地が再生できるように、河川整備計画に盛り込むとよいと思います。そうすると、生物多様性の保全策、劣化

した生態系の回復に繋がると思います。1つの行動・事業が、人類が抱えている様々な問題の解決に繋がるように出来ると思います。自然再生事業を実施している方たちも、自分たちがしていることには多様な効果があることを意識して進めるとよいと思います。

続いて、論点（案）④「自然再生事業等の実施に係る課題等を踏まえた対応」について、ご意見がありましたらお願いします。

志村委員：

この法律ができてからの 20 年間で、主体となる人たちの高齢化や人口の偏りがとても進んでいます。法定協議会やその他の自然保護団体でも高齢化が少なくない状態です。自然再生基本方針に人材について書かれていますが、そこの実施主体が誰なのか、誰がやるのか、その人たちの奪い合い状況になっています。少しでも関心を持って下さった方には、適切な情報を届けて、企業ボランティアなどを進めるとよいと思います。地域の中で動ける方々、協議会中心メンバーも高齢化しておりますので、皆さん忙しい中でも、時間を作って頂けるような何かが欲しいと思いました。自然再生基本方針では、法定協議会というくくりがありますが、協議会を増やすだけではなく、実施主体を増やさないことには進まないと思います。そこに力を入れるべきだと思いました。

髙山委員：

協議会同士の連携が重要と思います。毎年、自然再生協議会全国会議が行われ、その場で情報交換をしていますが、それだけでなく常時、全国の法定協議会間で情報交換ができる仕組みがあればよいと思いました。1つの協議会では解決できないこともあります。それぞれの協議会で、強い部分や弱い部分があるので、弱みを補填してくれる別の協議会から力をお借りできるような仕組みができればよいと思います。参考資料1の 11 ページの2の「自然再生協議会に関する基本的事項」に記述が追加されるとよいと思います。

省庁の連携に関して、18 ページの（1）の「国・地方公共団体等の役割」で、環境省、農林水産省、国土交通省の役割が記載されていますが、ここでいう「国」とはその3省を指していますか、それとも他も含めていますか。私としては、他の省庁も含めた協力体制があって、自然再生が進むと考えます。省庁連携が非常に大切なのでその記述があればよいと思います。

鷲谷委員長：

民間企業といっても千差万別です。立地や業種によって、関わりたいと積極的に思うか等も含めて、様々だと思います。既に法定協議会に労力の提供をされている

企業が少なくないと思われますが、これからは寄付といった資金面でも協力いただけたらよいと思います。自然共生サイトに関して「支援証明書」が発行される仕組みが検討されているということですが、証明書は、国際的に活躍している企業にとっては重要で、世の中にアピールできる意味でも、法定協議会が事業地を自然共生サイトに登録するのが、重要になってくる気がします。

自然再生協議会全国会議に行くたびに、連携は重要な意義を持つと、個人的に思っております。全国会議のような場を続けると同時に、今の世の中、オンラインで比較的容易に繋がることができますので、日常的に繋がるための仕組みを考えることが必要と思います。

企業の中には自然再生や生物多様性保全の環境コンサルタント会社もあります。そういったところが仕事として自然再生事業に関わることができると、自然再生事業がやりやすいです。

私は、三方五湖自然再生協議会の会長をしていますが、NPO の中心が環境コンサルタントの経営者で、協議会の運営で力を発揮してくださっています。行政や民間団体が事務局をしていたとしても、実務上、労力不足など協議会運営には難しさがあります、そこを仕事でこなしてくれる方がいると進めやすくなるのではないかと思います。皆様のご意見に触発され、私の意見も申し上げました。

最後に、論点（案）⑤「『小さな自然再生』への取り組み方」について、ご意見がありましたらお願いします。

宮内委員：

現状の自然再生基本方針では、小さな自然再生について、最後に記載されている状態です。これまでの自然再生専門家会議においても、法定協議会にならない小さな自然再生の重要性はずっと議論されてきました。私はむしろ、自然再生基本方針の中でも、これを全面に出すことをお願いしたいと思っています。

法定協議会は、最初は増えましたが、現状頭打ちで、これ以上すごく伸びることはないように感じています。一方で、OECM、自然共生サイトは、今の仕組みでは大きい組織等は手を挙げやすいかもしれませんが、小さい規模の団体はそうではないと思います。しかし、そういった小さい規模の団体が大事だと認識しています。各地で出会う小さな規模の団体は、法定協議会化するには壁が高く、自然共生サイトについては情報が入らないところがほとんどです。具体的にはよいアイデアはないのですが、ここをエンカレッジして支えるような自然再生基本方針になればよいなと思います。

和田委員：

小さい規模の自然再生であっても、法定協議会に格上げできる部分もあるのでは

ないかと思います。自然再生基本方針の中に、法定協議会に格上げ可能という文面をいれたらどうでしょうか。また、参考資料１の 25 ページのケの「小さな自然再生の推進」で気になったのですが、下から４行目に「自然系博物館などに相談する」とありますが、「相談する」ではなく、「連携する」としてはどうでしょうか。

先ほど、OECM、30by30 の連携が議論になりましたが、自然再生基本方針に、そこの連携の記述がありません。是非ご議論された内容を含めて、記述することを検討して頂きたいと思いました。

大河内委員：

小さな自然再生は、重要になっていると感じます。一番の理由は、日本の生物種が増えていることです。遺伝的系統分類が進んだ結果、狭い面積での分類が進んでいますので、必要性は上がっていると思います。ここは応援しなくてはいけないです。OECM では、インセンティブを持って取り組んでいます。小さい規模の団体では、人を集めることが難しいという問題があります。特に、大学との連携は難しく、せめてそういうところで応援できたら望ましいと感じています。

中村委員：

小さな自然再生については、エンカレッジの方向に書き込むのがよいと思います。先ほどの議論で、自然共生サイトは現状でもレベルの高い自然環境がある場所を設定しており、あえて劣化したサイトが設定されることで、企業や NPO が支援することができます。この内容は、ほとんど小さな自然再生と同じになるのではないかと思います。小さな自然再生については、劣化したサイトの再生活動と合体して上手く記述したほうが、混乱も少ないのではないかと思います。法の中で、どのような位置づけにするのかは分かりませんが、今のままだと、小さな自然再生と、活動に対して認定している劣化したサイトの２つが同時に走り出すことになり、混乱するように思います。片方はインセンティブがあるが、もう片方はないということは、良くないと思いますので、私は統一した方がよいと思いました。

鷲谷委員長：

自然共生サイトは、小さい規模のものも登録されているように思います。そこでしっかりとした活動が行われていけば、小さな自然再生というような位置づけも出来ると思います。この自然再生基本方針は、自然再生推進法の基本方針ですので、自然再生推進法において重視される協議会を組織する必要性との整合性をどうとるのか、文章で工夫する必要があると思います。

先ほど和田委員がおっしゃったように、小さな自然再生の活動が連携して、あるいは単独で法定協議会に発展させることも望ましいと思います。法定協議会を作る

ことを重視している自然再生推進法と結びつけて、自然再生基本方針に入れるのがよいのではないでしょうか。今も記載されていますが、法定協議会にはならないような小さな自然再生をどのように認知して、支援するかは、問題は残っているように思います。将来、法定協議会になるかもしれないといった将来性を記しておくのも、ひとつのやり方ではないかと印象を持ちました。

石川課長補佐：

今の自然共生サイトとの関わりも含めて、何点か委員の皆様からご指摘頂いた件について、現段階でお答えしたほうがよいと思いましたので、お時間頂戴します。

小さな自然再生について、皆様からエンカレッジが必要だというご意見を頂きました。我々も、地域の方々が混乱するのは良くないと思っています。例えば、新たな法制度として検討している枠組みでは、小さな自然再生のような活動を認定してエンカレッジする、そこにインセンティブも付けていく。一方、50 年先、100 年先を見据えた長期的な視点で、地域の多様な関係者とビジョンを共有して取り組もうとされる場合は、自然再生推進法の法定協議会を目指していただくのがよいと思っています。法定協議会となることで、専門家から助言を頂け、より適切な取組をしっかりした体制で進めることができます。そのような整理も、ご意見を伺い重要だと思いましたので、検討いたします。

和田委員からありました、自然再生基本方針への OECM、30by30 に関する文言の追加について、本日の資料は、現行の基本方針をお渡ししておりますので、本日の皆様のご意見を踏まえて、次回以降、新たな内容を入れた案をご覧いただきたいと思います。

大河内委員から、劣化した生態系の原因について書くべきだとご意見頂きました。外来種については、現行の自然再生基本方針にも記載がありますが、ご指摘のあったようなクマやシカ、ダニ、また最近の外来種の状況を含めて、記載内容を検討します。

小林委員からご意見頂きました福島の震災復興については、考え方として、現行の自然再生基本方針に記載はあります。ご意見踏まえて、記載内容を検討します。

髙山委員よりありました、自然再生基本方針に記載のある「国」というのは３省だけかというご質問については、基本方針は閣議決定しておりますので、政府全体としての方針となっています。「国」と記載されている箇所は３省に限らず、「３省」と記載ある箇所は３省が行うこととして記載しております。

鷲谷委員長：

和田委員がおっしゃった自然系博物館などへの「相談」ではなく「連携」がよいというお話は、昨今では大学等も、特に地方大学は地域との連携を強く求められて

いますので、連携、できればフォーマルに協定などを結んで連携する方が、博物館や大学にとってはメリットがあるかもしれません。文言を考えた方がよいかもしれないです。

現行の自然再生基本方針を読んで、文言や文章を変更したほうがよい記述があれば、事務局にメールで報告頂けたらと思います。

議題２．その他について

鷲谷委員長：

続きまして「議題２　その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

司会（事務局）

「議題２　その他」につきまして、事務局から２点　ご報告させていただければと存じます。

１点目が先月開催いたしました「令和５年度自然再生協議会全国会議の開催報告」について、２点目がこちらも先月開催いたしました「河北潟流域自然再生協議会現地視察の開催報告」についてです。１点目については環境省塩川係長から、２点目については弊社平山より説明いたします。それでは塩川係長、ご説明お願いします。

塩川係長：

環境省自然環境計画課の塩川です。「議題２その他」につきまして、参考資料３「自然再生協議会全国会議」についてのご報告させていただきます。資料の共有をさせて頂きます。

令和５年度自然再生協議会全国会議は、11 月７日、８日に熊本県阿蘇市にある阿蘇草原再生協議会で開催いたしました。令和２、３年度は、新型コロナウイルスの関係より、オンラインのみの開催となりましたが、今年度は昨年度の石西礁湖自然再生協議会に引き続き、現地開催となりました。参加者は、全国の自然再生協議会の方々や、自然再生専門家委員など、計 77 名の大人数で行われました。11 月７日は、阿蘇の草原全体が見渡せる大観峰に行きまして、草原の概要説明などを聞き、木落牧野では草寄せ体験をしました。11 月８日には、阿蘇草原に関わる牧野や県、民間業者の方の説明、他の協議会からの相談、そして自然再生基本方針の見直しについて、参加された自然再生協議会から様々なご意見を頂きました。

開催地の阿蘇草原再生協議会ですが、環境省九州地方環境事務所を事務局として阿蘇くじゅう国立公園の阿蘇地域内が対象範囲となっております。協議会の活動について、写真にあります野焼きや輪地切りなどの草原牧野の維持管理が主な活動となりますが、草原環境の保全や、草原学習についても実施されています。

初日は、まず観光スポットにもなっている大観峰で、阿蘇草原の成り立ちにおけ

る説明と図にあるカルデラについてのご説明を頂きました。木落牧野では、地元NPO団体である阿蘇グリーンストックから、野焼き支援ボランティアなどの草原維持の実態について説明を受けた後、職員のご指導を元にほとんどの参加者が野焼きの延焼防止のための草寄せ作業を体験することができました。また、資料にはありませんが、現地視察後の懇親会は、立食形式で行われ、有意義な情報交換が行われたと思われました。

２日目は、阿蘇草原活動保全センター草原学習館で参加者全員が集まり、現地とオンラインのハイブリット方式で意見交換会が開催されました。環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所より阿蘇草原自然再生事業の全体概要の説明、下市牧野よりあか牛の放牧の減少、後継者不足の課題より次世代教育に向けた環境教育の取組についても説明を受けました。熊本県からは阿蘇草原応援企業サポーター制度や阿蘇草原維持再生 ICT 等活用促進事業の説明を受けました。民間業者の KM バイオロジクスからはボランティア活動のサポートについてご説明がありました。また、他の協議会として、「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」から事業の概要と霞ヶ浦における特定外来生物の侵入・拡大の課題についてのご説明がありました。最後に自然再生基本方針の見直しにおける意見交換が行われ、自然環境学習についての意見や世界目標となっているネイチャーポジティブにおける意見の他、協議会としての要望など多数の協議会より多くのご意見を頂き、有意義な会となりました。報告は以上です。来年度に向けた改善点などありましたら、ご助言よろしくお願いいたします。

平山（事務局）：

続いて、株式会社一成の平山より参考資料４「河北潟流域自然再生協議会の現地視察の開催について」、ご説明いたします。

皆様ご存知のとおり、自然再生推進法では地域の多様な主体が参加した自然再生協議会を設立し、自主的かつ積極的な自然再生活動が推進されています。自然再生協議会は、自然再生の内容及び計画を定めた自然再生事業実施計画を作成することとされており、作成後は速やかに国及び関係する都道府県に提出されることになっております。そこで、現在、法定協議会化を目指されている「河北潟流域自然再生協議会」を対象に、事業実施計画の作成や今後の活動の参考となるような助言を行うことを目的とした現地視察を行いました。

河北潟流域自然再生協議会が活動の対象とする地域は、石川県に位置する河北潟周辺です。河北潟の３分の２は、干拓地となっています。視察の開催日程は、11 月 15 日と 16 日の２日間です。15 日には、協議会に現地を紹介してもらいながら視察を実施し、翌 16 日には、現地視察に関する意見交換会を開催しました。協議会の関係者は計 22 名、自然再生専門家会議の委員からは計５名、環境省からは計４名

が出席しました。

１日目に実施した現地視察の場所は、ただ今お示ししているスライドのとおりです。各視察地点の詳細についてはお配りしている資料をご確認いただければと思います。２日目は、現地視察に関する意見交換会を開催しました。意見交換会で寄せられた、委員等による感想や意見を一部ご紹介しますと、「他の再生事業では国が主導とされるケースが多く、一般市民を巻き込むことが上手くできていないという課題がある中で、河北潟流域自然再生協議会では、多くの関係者が協力し、ボトムアップで対応できる体制が整っていることが素晴らしい」といったよい感想や意見を多くいただきました。一方で、「当協議会は多様な主体で構成されており、情報交換が難しいと思われるため、部会やワーキンググループ等、テーマごとに情報や意見を交換できる場をつくることが重要だと思う」とのアドバイスも頂き、より活発な取組みが行えるよう、様々なご助言をいただきました。簡単ではございますが、事務局からの報告は以上でございます。

鷲谷委員長：

ただいまのご説明に対して、ご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。後ほどお気づきになられたら事務局にメールでお寄せいただければと思います。

よろしければ本日の議題は以上とし、議事進行を事務局の方にお返しします。円滑な議事進行に御協力頂き、ありがとうございました。

司会（事務局）：

鷲谷委員長、ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。議事録及びこれに基づく議事概要については、事務局で作成後、委員の皆様方に内容をご確認頂いた上で、環境省自然再生ウェブサイトで公開させて頂きます。

本年度の会議は、１回のみの開催となりますので、最後に関係省庁から一言ずつご挨拶頂ければと存じます。

まずは、文部科学省の濱部課長補佐お願いします。

濱部課長補佐：

本日は、委員の皆様から数多くの貴重なご意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。自然再生基本方針の見直しに関するご議論が中心でしたが、現行の自然再生基本方針においても、自然環境学習や環境教育の重要性について記載いただいております。環境教育については、現在、環境省を中心に、「環境教育等の推進に関する基本的な方針（環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針）」についても、本年度末の改定に向けて検討が進められています。本日の会議でも、民間企業を含めた関係機関との連携、

情報共有のご意見をいただきました。環境教育等の推進に関する基本的な方針におきましても、学校や企業、地域など、あらゆる場において、対話と協働による環境教育の推進が重要であることについて、ご意見をいただいております。文部科学省におきましても学校や家庭、地域と連携した、子どもから大人まで一人ひとりが様々な機会をとらえて、環境に関する理解と関心を深める取組みを進めることが重要と感じております。

本日は、省庁連携の話もありましたが、この度の自然再生基本方針の改訂につきましても、皆様と連携して取組みを進めたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

司会（事務局）

続きまして、農林水産省の大城係長お願いします。

大城係長：

本日は、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。現行の自然再生基本方針では、農林水産省の関係としては、地域の産業と連携した取組みとして、農薬や化学肥料の削減による、環境に配慮した農業生産活動、生物多様性の確保等による農林水産物のブランド化等について記載させていただいています。

前回の自然再生基本方針の見直しから、昆明・モントリオール生物多様性枠組などの国際的な潮流への対応もあり、農林水産省関係ではみどりの食料システム戦略の策定や農林水産省生物多様性戦略の策定などがございますので、この内容も込めながら見直しの検討を進めていければと思っています。ありがとうございました。

司会（事務局）

ありがとうございました。続きまして国土交通省の村山係員、お願いします。

村山係員：

本日は、一丸課長補佐が別件対応により途中退席しており、私からご挨拶させて頂きます。今回の自然再生基本方針の見直しについて、ご意見をいただき、ありがとうございました。途中退室しましたので、議事録確認させていただき、来年度の見直しに向けてしっかり確認いたします。ありがとうございました。

司会（事務局）：

ありがとうございました。最後になりますので、出席者の皆様のスクリーンショットをとらせて頂きたいと存じます。オンライン参加の皆様、可能な範囲で問題ございませんので、ビデオを開始にして頂けますでしょうか。それではスクリーンシ

ョットを撮らせていただきます。

（スクリーンショット撮影）

無事、撮れました。ありがとうございます。

これにて、本日の会議を終了とさせていただきます。長時間にわたる会議にご出席頂き、ありがとうございました。オンラインにて出席の皆様におかれましては、退出ボタンを押してご退出いただければと存じます。ありがとうございました。